

荷役の前日に着岸する船舶に対する係船岸壁使用料の減額基準

1 趣旨

川崎港の公共ふ頭において荷役を行う船舶が、荷役の日の前日に港外に到着した場合、岸壁使用料等の経費を節減するため、一旦錨地に停泊し、翌日の早朝に集中して入港している。

しかしながら、川崎港は地形的にも水路が狭隘なため、集中して入港することは望ましくなく、またこのことは船舶の効率的な荷役を阻害している状況にもある。

こうした航路の混雑を解消するとともに、公共ふ頭における早朝からの円滑な荷役の開始を可能にし、もって川崎港をより利用しやすい港にするために、荷役を開始する日の前日（以下「荷役の前日」という。）に着岸する船舶に対して係船岸壁使用料の減免を実施する。

2 根拠

川崎市港湾施設条例第14条及び同施行規則第4条の3第4号

3 対象船舶

荷役の前日に着岸する総トン数1,000トン以上の船舶。

ただし、次の船舶を除く。

ア 着岸時から翌日の午前7時30分までの間に荷役を開始する船舶

イ 荷役を実施しない船舶

4 減免基準

(1) 着岸時から荷役を開始する日の午前7時30分までの間の係船岸壁使用料について減免する。

(2) 減免を受けようとする者は、減免申請書を提出しなければならない。

(3) 荷役の前日が、日曜日にあたる場合には土曜日を、国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合にはその前日をもって荷役の前日とみなすものとする。

5 計算の方法

着岸時から荷役を開始する日の午前7時30分までを、使用料算定の基礎となるけい留時間から除く。

6 施行

平成11年10月1日